

**行政・公共**

**無料法律相談会**

債務整理、交通事故、離婚、相続など、お困りのことがありましたらご相談ください。

**日時**

◆4月2日(火)歌志内市・上砂川町 堀岡 和正 弁護士

◆4月9日(火)赤平市 村田 雅彦 弁護士

◆4月16日(火)歌志内市・上砂川町 林 順敬 弁護士

◆4月23日(火)赤平市 堀岡 和正 弁護士

**赤平会場** 市コミセン別館2階  
音楽室(商工会議所となり)

**開催時間**

▼赤平市・歌志内市(10時～12時)

▼上砂川町(13時30分～15時30分)

申込み・問合せ



かわいいおともだちを  
紹介します!



うえむら ゆうせいくん  
(2歳)

**あかびらの人口**

(平成31年2月末日現在)  
※( )内は前月比

総数	10,139人	(↓22)
男	4,606人	(↓14)
女	5,533人	(↓8)
世帯数	5,860世帯	(↓15)

**お天気メモ**  
(平成31年2月)

		前年
最高気温	5.4℃	( 0.8℃)
最低気温	-19.5℃	( -19.8℃)
降水量	26.0mm	( 220.5mm)
降雪量	127cm	( 192cm)

**北海道植樹の日・育樹の日が制定されました**

北海道において、「北海道植樹の日・育樹の日条例」が昨年12月25日に施行されました。全国の都道府県で初めての取り組みです。条例では、「道民一人ひとりが植樹及び育樹を通じて、森林及び樹木に触れて親しむこと」や「北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期すること」などを目的としています。「植えて育てて豊かな森林を未来につなごう」

**植樹の日** 5月第2土曜日  
(5月は植樹月間)

**育樹の日** 10月第3土曜日  
(10月は育樹月間)

**問合せ** 北海道水産林務部森林

環境局森林活用課

0111-204-5514

**定期行政相談**

生活環境交通係 ☎32-2215  
歌志内市役所 ☎42-3217  
上砂川町役場 ☎62-2011  
※先に申し込みをされている方が優先されます。

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTTなど)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙でご相談に応じます。気軽にお越しください。

**日時** 4月17日(水)13時～16時

**場所** 市産業研修ホール2階

(総合体育館横)

**行政相談委員**

堀口 妥氏・北村 則子氏

**子ども相談支援センター  
相談窓口(保護者の皆さん)**

いじめや不登校・体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなどの家庭教育に関する悩みなどを相談してください。  
**電話相談(無料、毎日24時間対応)**  
☎0120-33882-56

**メール相談**

☎doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎのときは電話相談をご利用ください。

**来所相談(10時～16時)**

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目

道庁別館8階

※来所は右記の電話相談で予約してください。

**司法書士中根事務所**

**◆業務内容◆**

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※)(※は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。)

**同一案件につき初回の相談は無料です。**

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



**こっこちゃん募集中**

かわいいお子さん・お孫さんの  
写真を広報に載せてみませんか  
(市内在住、10カ月～3歳くらい)  
現在、写真を募集中です。  
まずはご連絡ください。

広報広聴係 ☎32-1834



# お知らせ

## 人材育成・定住促進奨学金の貸与申請受付中

高校・高専・専門学校・短大・大学・大学院に在学する方を対象とした市の奨学金制度です。卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況によって、返還金の全額または半額が免除される場合があります。

### 貸付金額(月額・限度額)

- 高校・高専(1～3年)：2万円
- 高専(4～5年)・修学年限が2年以上の専修学校・短大・大学・大学院：4万円以内

※修学年限が1年の専修学校は対象外です。

### 受付期限(4月分からの貸与)

4月24日(水)まで

※期限を過ぎた場合は、申請を受け付けられた月分からの貸与。

※用紙は学校教育課にあります。申込み・問合せ 学校教育課総務係 ☎32-18822

## 児童扶養手当などの金額が変わります

法律などの規定によって、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当などの支給月額が4月分から1.0%引き上げられ、次のとおり改定されます(以下の金額はいずれも月額)。

### 児童扶養手当

● 本体額

全額支給 42,910円

一部支給 10,120円

一部支給 42,900円

● 第二子加算額

全額支給 10,140円

一部支給 5,070円

一部支給 10,130円

● 第三子以降加算額

全額支給 6,080円

一部支給 3,040円

一部支給 6,070円

● 特別児童扶養手当

1級 52,200円

2級 34,770円

● 特別障害者手当 27,200円

● 障害児福祉手当 14,790円

● 福祉手当(経過措置分) 14,790円

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

## 福祉タクシー券を交付します

交付対象者

市内に居住する在宅者で、下肢・体幹・運動・移動機能障がい・視覚障がい・心臓機能障がい・呼吸器機能障がい・腎臓機能障がい・肝臓機能障がいにおいて「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度

がそれぞれ単独で1級、2級に該当する方。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方を除く。

※該当者にはお知らせの通知が送付されます。

交付枚数 1人年間24枚(1枚550円×月2枚)

有効期限 4月3日～翌3月31日

持参するもの 印鑑、身体障害者手帳、お知らせの通知

交付日時・場所 4月3日(水) 9時～11時 東公民館 13時～17時 市役所社会福祉課窓口

※4月4日以降は市役所社会福祉課窓口で交付します。

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

がそれぞれ単独で1級、2級に該当する方。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方を除く。

※該当者にはお知らせの通知が送付されます。

交付枚数 1人年間24枚(1枚550円×月2枚)

有効期限 4月3日～翌3月31日

持参するもの 印鑑、身体障害者手帳、お知らせの通知

交付日時・場所 4月3日(水) 9時～11時 東公民館 13時～17時 市役所社会福祉課窓口

※4月4日以降は市役所社会福祉課窓口で交付します。

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

軽減税率対策補助金

10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要になります。こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。早期

に対応していただきますよう、よろしく願います。

問合せ 軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-1111 (<http://kzt-nojo.jp/>)

知っているますか?

道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務の制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば苦情審査委員に申し立てができます。皆さんに代わって、委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。審査の結果、道の業務や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護に十分配慮します。

※苦情申立書で申し出てくださ(問合せの窓口またはホームページ)から取得できます。

問合せ 北海道総合政策部知事室 室道政相談センター

札幌市中央区北3条西6丁目 ☎011-204-5523

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181

☎011-241-8181



# K&M Law .....初回相談料無料.....

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) 初回相談料無料 (滝川事務所) 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp

札幌弁護士会所属 弁護士法人 **小寺・松田法律事務所**